

ベルギーの政党政治と合意形成

渡　辺　樹

- ① 合意形成（コンセンサス）を重視してきたといわれる、ベルギー政治を行き詰まらせる事態が起こりつつある。それを象徴するのが、2007年6月10日の総選挙の結果第一党となったフーラームス・キリスト教民主党のルテルム党首が、連立内閣の形成に失敗したことである。12月19日になってようやく、フーラームス・自民党党首のフェルホフスタッフ現首相が、2008年3月23日までの暫定政権を組織することで合意が成立したが、194日に及ぶ政治的空白がもたらされた。この背景を探るに先立ち選挙結果の確認と、議席を獲得した諸政党を中心に、ベルギーの主要な政党の概要を紹介する。
- ② この異常な事態は、合意形成を重視していたベルギー政治に、どのような変化が起きたのかという疑問を抱かせるものである。その疑問を解くために、ベルギー社会の特徴を押さえておきたい。ベルギー社会には、三つの対立軸があるといわれる。宗教への態度（カトリック対世俗主義）・階級対立・言語の相違（北部のオランダ語圏と南部のフランス語圏）である。一方、伝統的には「柱」と呼ばれている縦割りの社会構造があった。それは、カトリック、自由主義、社会主義という、宗教的イデオロギー的な共通項に基づくネットワークである。
- ③ 対立軸をめぐる争いは、それぞれのネットワークを代表する政党の形成を促し、政党政治を介して対立の調整と妥協が図られてきた。ベルギーの伝統政党といわれる、自由主義政党、カトリック政党、社会主義政党の成立と、展開を追うとともに、戦後のベルギー社会を二分した大問題である、国王の退位、教育問題、言語圏をめぐる問題における各政党の対応と、それらが政党に与えた影響とを確認する。
- ④ 1960年代以降、言語と経済問題をめぐる利害対立が深刻化した。それに対応しようとしたのが、1970年以降の「国家改革」の動きであり、その結果として、ベルギー政治の地方分権化が推進し、言語による共同体と地域とが法的な構成体とされ、段階的に一定の権限が委譲されていった。1993年の憲法改正により、ベルギーの分権化は一層進展し、单一国家から連邦国家へと移行したのである。
- ⑤ ベルギーの政治は連邦制の成立によって安定するようにみえたが、近年になって南北対立は更に激しさを増している。本稿では1993年の憲法改正によって成立した、現行のベルギーの複雑な統治機構の概要をみるとともに、現在課題となっている問題に言及しておきたい。
- ⑥ 最後に、比較政治学の観点からベルギー政治を分析した、アレンド・レイプハルト教授の所説を中心に、ベルギー政治の特徴をまとめておく。彼は、「合意形成型の民主主義」の典型として、ベルギー政治における、大連立（大連合）、多党制、比例選挙、硬性憲法等に着目している。彼が抽出した論点を、ベルギーの現実政治と突き合わせながら若干の検討を加える。
- ⑦ 欧州連合（EU）の統合と拡大が進む一方、地域に密着した分権化も進捗するという、従来の国家の枠組みが動搖する状況の中で、ベルギーがいかにして分権と統合という、相反する方向性を有する課題に対処していくのか、今後の動向が注目される。

主　要　記　事　の　要　旨

オゾン層保護の歴史から地球温暖化を考える —「モントリオール議定書」20周年、「京都議定書」10周年に寄せて—

村　山　隆　雄

- ① 本稿では、地球の大気の成り立ちとオゾン層保護の国際交渉の歴史から、国際政治の最優先課題となっている地球温暖化問題を考える手掛かりを整理する。
- ② 地球大気の組成は、約5億年前にほぼ現在に近いものとなった。地球大気は、体積比で、窒素(78%)と酸素(21%)で99%を占め、二酸化炭素は0.037%に過ぎない。
- ③ 「地球の宇宙服」といわれるオゾン層が、有害な紫外線から地球上のあらゆる生物を守っている。
- ④ 1930年、化学的に安定で、低い毒性、非腐食性・耐熱性にすぐれたフロンが合成され、冷却材・洗浄剤・スプレイ噴射剤・発泡剤等、幅広い分野に用いられ、産業に不可欠な物質として、大量に生産された。
- ⑤ 1974年、フロンが大気中に蓄積することにより、成層圏に達したフロンが太陽光によって分解され、生成した塩素原子が、成層圏のオゾンを連鎖的に破壊するとの仮説が発表された。地球大気の意外な脆さが示唆された。
- ⑥ 米国に始まるスプレイ噴射剤の規制は、北欧でも実施されるようになるが、地球規模での排出規制が行われなければ、オゾン層破壊は防ぐことができない。しかし、フロンが有用であるだけに、フロン規制の国際交渉は難航した。
- ⑦ 1985年の「ウィーン条約」では、具体的な規制対象やスケジュールを決めるることはできなかったが、1987年、難産の末に、「モントリオール議定書」が採択された。
- ⑧ 「ウィーン条約」と「モントリオール議定書」には、過去の国際的な取組みの中で確立してきた、「共通ではあるが差異ある責任」「予防原則」などの概念が盛り込まれた。また、科学者集団による、新たな科学的知見と措置の評価の継続的な提供は大きな成果をあげ、「不確かな根拠」に基づく政策決定を補強している。これらは、地球温暖化対策にも生かされている。

主 要 記 事 の 要 旨

里地里山の保全に向けて —二次的な自然環境の視点から—

小寺正一

- ① 近年我が国では里地里山への関心が高まり、行政による取組みに加えて、市民やNPO等による保全活動も盛んになりつつある。政府においては、平成19年6月、『21世紀環境立国戦略』を閣議決定し、我が国の自然観や社会のシステム等自然共生の智慧と伝統を活かしつつ、現代の技術を統合した自然と共生する社会づくりを、里地里山を例に「SATOYAMAイニシアティブ」と名付けて世界に発信することを目指している。
- ② この背景として、里地里山は、伝統的に薪炭や肥料などの資源を供給し、農業生産、日常生活の場となってきたが、高度成長期以降、エネルギー源の転換や化学肥料の普及により重要度が低下し、放置されるか、あるいは開発対象となり、荒廃が進行していることが挙げられる。これに伴い全国で廃棄物の投棄、鳥獣害の拡大、生態系の衰退等の問題が深刻化しており、喫緊の対処が必要となっている。
- ③ 里地里山は、我が国国土全体の4割に及ぶ面積を占めるといわれるが、純然たる原生的自然ではなく、人間の手によって管理された二次的な自然であり、原生を重視する自然保護研究・行政等の中で従来十分な位置づけが与えられてこなかった。本稿では、二次的な自然環境の視点から、里地里山の現状を概観した上で、保全に向け適用可能な現在の我が国の法制度を整理確認すると共に、新しい取組みを紹介する。
- ④ 法律においては従来型の自然保護に準じた規制的手法をベースに、各種の協定や土地買い上げ制度による管理等の手法を追加する形が取られているが、里地里山のような二次的自然の保全に必要となる積極的な管理の概念の導入、あるいは誘導的手法の採用が十分でない。また、里地里山の保全はその立地に応じた社会的・歴史的条件の中で、地域毎の対策が必要とされることから、条例の役割の重要性が増している。最近では、千葉県や神奈川県などにおいて、里地里山保全を第一義的な目標とする条例の制定が見られる。
- ⑤ 里地里山の保全に向けた新しい取組みとして、本稿では、農業環境政策分野における農業者に対する直接支払い制度の一種である環境支払い、さらに森林の公益的機能の回復・維持のための森林整備事業を地方自治体が行い、その費用負担を住民に求める森林環境税を取り上げる。また、里山林は膨大なバイオマスを有しており、最近ではその活用により地域における循環型の新たな産業システム構築を図る動きが現れつつある。政府の進めるバイオマスマウン構想はその一つの具体化と捉えることも可能である。
- ⑥ 農林業などの営みに伴い形成された二次的自然は我が国特有のものではなく、世界的な拡がりを有し、その保全は共通の課題である。今後は、国際的なネットワークを形成し、経験を共有化することによって、自然と共生する新しい持続可能な社会の形成に貢献することが我が国の責務であると思われる。

宇宙物体により生じた損害に関する国際責任

濱　川　今日子

- ① 人類による宇宙活動の進展に伴い、1950年代以降、国連においても、宇宙空間における秩序確立の必要性が認識されるようになった。国連の宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法律小委員会を中心に、この問題についての審議が行われ、これまで、宇宙条約及び4本の細目条約が採択されている。
- ② 本稿が考察の対象とする、宇宙物体により生じた第三者損害に関する責任制度は、宇宙条約第6条、第7条及び宇宙損害責任条約によって規律されている。宇宙条約第6条は、国家は自国の宇宙活動について国際的責任（international responsibility）を有すること、第7条は、宇宙物体の発射により他国に損害を与えた場合には、国際的に責任を有する（internationally liable）ことを定めている。また、宇宙損害責任条約では、「被害者本位」のスローガンの下、宇宙損害被害者への十分かつ衡平な賠償が迅速に行われるよう、実体面と手続き面双方から詳細な規定が作成された。
- ③ 宇宙物体による損害に関する責任制度の第一の特徴は、宇宙活動の責任が国家に集中していることにある。一般国際法上、国家は原則として、個人の行為に責任を負わない。しかし、宇宙物体により生じた損害については、宇宙活動の主体が政府機関であっても非政府機関であっても、国家が直接その責任を負う。
- ④ 第二の特徴は、責任原則にある。宇宙活動は高度な危険性を伴う活動であることから、打上げ国には、地表における損害については無過失責任が課せられる。一方、地表外における損害については、同等の危険を負って宇宙活動を行う国家間での事故であり、被害者側をことさら厚く保護する必要はないため、過失責任が適用される。
- ⑤ 第三の特徴として、外交的保護権行使の要件である、国籍継続の原則及び国内的救済の原則が緩和されていることが挙げられる。宇宙物体による損害については、被害者の国籍国に加え、一定の条件の下、損害の発生地国と被害者の永住国にも請求権が生じる。また、私人たる被害者が、予め加害国の国内法に基づく救済措置を尽くしていなくても、請求国は、加害国に対して賠償を請求することができる。
- ⑥ 宇宙損害責任条約は、宇宙条約で示された宇宙物体事故に対する責任を実体化した点で、大きな意義を有する条約である。しかし、当事国間の合意がなければ、請求委員会は損害賠償の要否とその金額について、拘束力を有する決定を行うことができない点や、そのような決定が下されても、その履行を強制する手段がない点などには問題が残っている。